

新たに指定された国際汎用香料の推定摂取量について

厚生労働省医薬食品局
 食品安全部基準審査課

日本香料工業会（食品香料製造販売会社数：69社）の食品香料委員会^{注1}に所属する16社に対し、新たに指定された15成分について、平成20（2008）年1月1日から12月31日までの1年間の使用量を調査し、年間使用量の全量を人口の10%が消費していると仮定するJECFAのPCTT（Per Capita intake Times Ten）法^{注2}による国民一人一日あたりの推定摂取量は以下の表のとおりとなる。但し、人口は1.26億人、報告率は60%とした。

注1：食品香料委員会に所属する16社で日本の販売量の約67%の使用量を抑えることができる。

2：[年間使用量(kg)] × 10⁹(μg/kg) / [総人口 × 0.1(人口の1割で消費)] / [365(日)] / [報告率]

指定日	和名	使用会社数	使用量 [kg]	推定摂取量 [μg/人/日]	評価時の推定摂取量 [μg/人/日]
H16.12.24	イソブタノール	12	59.92	22	290～530
H16.12.24	2,3,5,6-テトラメチルピラジン	8	16.27	6	8～19
H16.12.24	2-エチル-3,5-ジメチルピラジン 及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物	13	74.85	27	9～44
H17.2.24	プロパノール	10	26.65	10	360～549
H17.4.28	イソプロパノール	9	1254.27	455	10,968
H17.8.19	2,3,5-トリメチルピラジン	14	236.39	86	46～120
H17.8.19	アミルアルコール	8	21.15	8	34～83
H17.8.19	イソアミルアルコール	12	215.58	78	1,581～2,194
H18.5.16	アセトアルデヒド	10	251.57	91	9,618～19,211
H18.5.16	2-エチル-3-メチルピラジン	10	0.65	0.2	9～84
H18.5.16	5-メチルキノキサリン	5	0.31	0.1	1～26
H18.9.12	ブタノール	10	104.42	38	800～1,640
H19.8.3	2-メチルブタノール	3	10.93	4	331
H19.8.3	イソブチルアルデヒド	6	3.86	1	66～113
H19.10.26	ブチルアルデヒド	3	0.07	0.03	21～23